

CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の
使用許可要領を次のように制定する。

平成4年12月25日

特許庁長官 麻 生 渡

CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領

(使用許可の申請)

第1条 CD-ROM公報データベース(CD-ROM公報に格納された状態の公報データのデータベースをいう。)に係る著作権のCD-ROM公報販売に伴う使用許可を受けようとする者は、次の事項を記載した著作権使用許可申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

1. 使用許可申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
2. 使用許可を受けようとする期間

(使用許可)

第2条 特許庁長官は、前条の許可申請が次の各号に適合していると認めるときは、国有財産法第18条第3項により、使用を許可するものとする。

1. 使用許可申請者が、CD-ROM公報を総合的に管理し、CD-ROM公報著作権を使用しようとする者の求めに応じ安定的、継続的かつ公平にCD-ROM公報を販売することが確実であり、また特許庁長官が必要があると認めた場合に行う指示に従うことが確実であると認められる者であること
2. 使用許可申請者に、CD-ROM公報の提供に係る事業を、的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること

(許可の条件)

第3条 特許庁長官は、前条に規定する許可をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

1. 使用許可を受けた者は正当な理由がなければ、CD-ROM公報利用者の求めに応ずるCD-ROM公報の提供を拒んではならないこと
2. 使用許可を受けた者は、CD-ROM公報を善良な管理者の注意をも

って管理すること

3. 使用許可を受けた者は、特許庁長官から使用許可を受けた著作権に係るCD-ROM公報の使用状況等に関する報告及び資料の提出を求められ又は特許庁長官が必要に応じ調査を行う場合には、これを拒み若しくは妨げてはならないこと
4. 使用許可を受けた者は、特許庁長官が当該使用許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な指示を行う場合には、これに従わなければならないこと

(使用の再許可)

- 第4条 使用許可を受けた者は、別表1に掲げるCD-ROM公報及びそのデータの利用に関する約定（以下「約定」という。）をCD-ROM公報を購入する者（以下「公報購入者」という。）との間で交わし約定に定める条件を遵守させることを条件に、公報購入者にCD-ROM公報データベースの使用を再許可することができる。
2. 使用許可を受けた者は、再許可を受けた者による使用の状況を、特許庁長官に報告しなければならない。

(約定)

- 第5条 使用許可を受けた者と公報購入者との間で交わす約定には、別表1に掲げる事項のほか、必要と認められる事項を定めることができる。

(使用料)

- 第6条 使用許可を受けた者は、別表2に掲げる使用料を特許庁長官に支払うものとする。

(使用料の改定)

- 7条 特許庁長官は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他事情の変更により、特に必要があると認められる場合には、前条の規定による使用料を改定することができる。

(使用許可の取消又は変更)

- 第8条 特許庁長官は、使用許可を受けた者が第2条各号に適合しなくなったと認めるとき又は第3条の許可の条件若しくは第4条若しくは第6条の規定に違反したときは使用許可の取消又は変更をすることができる。

(細則)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可に関し必要な事項は、特許庁長官が別に定める。

附 則

1. この要領は、平成5年1月8日から施行する。

2. 特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和62年3月20日付け62特総第318号）第1条中「特許庁が著作権を有するもの」の次に「（CD-ROM公報データベース（CD-ROM公報に格納された状態の公報データのデータベース）を除く。）」を加える。

[別表. 1]

CD-ROM公報及びそのデータの利用に関する約定

I. 総則

(適用)

1. 本約定は、特許庁が発行し、CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領に基づきCD-ROM公報著作権使用許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)が販売するCD-ROM公報及びそのデータの利用に関し、定める。

(著作権)

2. CD-ROM公報のデータベースの著作権は、国に帰属する。

(単純複製等の禁止)

3. 他に定めのある場合を除き、CD-ROM公報の単純複製(実質的に同一な複製物を含む。以下同じ。)及び貸し渡しは禁止する。

(利用条件等)

4. (1) CD-ROM公報の利用は、次の範囲内とする。
 - ① 単体のCD-ROM読取装置によるディスプレイへの表示及びプリンタの印字
 - ② CD-ROM公報1枚につき1台の単体のCD-ROM読取装置によるCD-ROM公報のデータの電子計算機可読記録の方法(単純複製を含む。)による利用(2) 前項の利用範囲を超えた利用を行う場合は、CD-ROM公報のデータの利用に関する特約(II及びIII)を適用するものとする。
 - (3) 利用者は、CD-ROM公報の利用範囲を変更しようとするときは、所定の手続により許可を受けた者に届け出るものとする。

(CD-ROM公報の譲渡等)

5. (1) 譲渡その他の事由により、CD-ROM公報の所有権の移転を行うに当たっては、その移転を受ける者は、事前に(相続その他の一般承継においては、その原因となる事由が発生した後、速やかに)改めて本約定を許可を受けた者との間で取り交わさなければならないものとする。ただし、業としての譲渡は、これを禁止する。
 - (2) 所有権の移転を行う者は、当該CD-ROM公報のデータから複製(単純複製及び加工複製をいう。以下同じ。)したデータを保有している場合は、すべて移転、消滅又は廃棄するものとし、所有権の移転後は一切利用してはならないものとする。
 - (3) 所有権の移転を受けた者は、4.(1)の利用範囲を超えた利用を行う場合は、当該利用に係るCD-ROM公報について、8.又は11.に定めるデータ使用料を支払うものとする。ただし、当該利用に係るCD-ROM

公報に関し、すでに当該利用に対応するデータ使用料が所有権の移転元により支払われている場合を除く。

I I . C D - R O M 公 報 の デ ー タ の 企 業 内 複 製 利 用 に 関 す る 特 約

(適用)

6. 本章は、C D - R O M 公 報 の デ ー タ の 利 用 者 の 企 業 内 に お け る 複 製 等 に よ る 利 用 (以 下 「 企 業 内 複 製 利 用 」 と い う 。) に 関 し 、 定 め る も の と す る 。

(利用条件)

7. (1) 利 用 者 は 、 本 章 の 定 め に 従 い 次 の 企 業 内 複 製 利 用 を 行 う こ と が で き る も の と す る 。

① C D - R O M 公 報 の デ ー タ 及 び こ れ を 電 子 計 算 機 可 読 記 録 の 方 法 よ り 複 製 し た も の (以 下 「 複 製 デ ー タ 」 と い う 。) の 複 数 の C D - R O M 読 取 装 置 お よ び 電 子 計 算 機 等 (以 下 「 複 数 装 置 」 と い う 。) を 回 線 で 接 続 し た オ ン ラ イ ン に よ る 利 用 者 の 企 業 内 に お け る 利 用

② 利 用 者 の 企 業 内 に お け る 複 数 装 置 に よ る 複 製 デ ー タ の 前 号 以 外 の 利 用
(2) 利 用 者 は 、 複 製 デ ー タ を 利 用 者 の 企 業 内 の 業 務 に の み 利 用 す る も の と し 第 三 者 に 対 し 、 譲 渡 又 は 貸 し 渡 し そ の 他 の 方 法 に よ り 使 用 さ せ て は な ら な い も の と す る 。

(データ使用料)

8. (1) 利 用 者 は 、 C D - R O M 公 報 の デ ー タ に つ い て 本 章 に 定 め る 利 用 を 行 お う と す る 場 合 に は 、 別 途 特 許 庁 が 定 め る デ ー タ 使 用 料 を 支 払 う も の と す る 。

(2) 4. (1) の 利 用 範 囲 を 超 え て 、 本 章 に 定 め る 利 用 範 囲 に 変 更 し よ う と す る 場 合 で 、 そ の 変 更 が 既 に 保 有 す る C D - R O M 公 報 の デ ー タ を 対 象 と す る 場 合 は 、 利 用 者 は 、 当 該 C D - R O M 公 報 の デ ー タ に 係 る (1) に 定 め る デ ー タ 使 用 料 を 支 払 う も の と す る 。

(3) デ ー タ 使 用 料 は 、 当 該 C D - R O M 公 報 の 価 格 の 支 払 と 同 時 に 、 又 は 利 用 範 囲 の 変 更 の と き に 、 許 可 を 受 け た 者 に 支 払 う も の と す る 。

I I I . C D - R O M 公 報 の デ ー タ の 第 三 者 提 供 複 製 利 用 に 関 す る 特 約

(適用)

9. 本章は、C D - R O M 公 報 の デ ー タ の 第 三 者 へ の 電 子 計 算 機 可 読 記 録 に よ る 情 報 提 供 を 目 的 と し た 複 製 等 に よ る 利 用 (以 下 「 第 三 者 提 供 複 製 利 用 」 と い う 。) に 関 し 、 定 め る も の と す る 。

(利用条件)

10. (1) 利 用 者 は 、 本 章 の 定 め に 従 い 、 C D - R O M 公 報 の デ ー タ を 電 子 計 算 機 可 読 記 録 の 方 法 に よ り 加 工 複 製 し た も の (以 下 「 加 工 デ ー タ 」 と い う 。) の 第 三 者 へ の 譲 渡 又 は 貸 し 渡 し 等 の 方 法 に よ る 提 供 を 行 う こ と が で き る も の と す る 。

(2)利用者は前項の利用に加えて、7.(1)に定める利用ができるものとする。

(データ使用料)

- 11.(1)利用者は、CD-ROM公報のデータについて本章に定める利用を行おうとする場合には、別途特許庁が定めるデータ使用料を支払うものとする。
- (2)4.(1)又は7.(1)の利用範囲を超えて、本章に定める利用範囲に変更しようとする場合で、その変更が既に保有するCD-ROM公報のデータを対象とする場合は、利用者は、それぞれ、当該CD-ROM公報のデータに係る(1)に定めるデータ使用料、又は当該データ使用料から既に支払われた8.(1)に定めるデータ使用料を減じた額を支払うものとする。
- (3)データ使用料は、当該CD-ROM公報の価格の支払と同時に、又は利用範囲の変更のときに、許可を受けた者に支払うものとする。

以上

[別表. 2]

1. 企業内複製利用を行う公報購入者に販売する場合は、CD-ROM公報1枚分の販売価格の80%の金額
2. 第三者提供複製利用を行う公報購入者に販売する場合は、CD-ROM公報3枚分の販売価格の80%の金額

以上